

未達成企業用

拝啓 初冬の候ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、労働行政の推進につきましては格別の御理解、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、障害者の雇用促進については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、すべての事業主には、社会連帯の理念に基づき、雇用を通じた障害者の自立について共同の責務を有するとされ、法定雇用率（2.0%）の達成・維持が義務付けられております。

貴社から御報告をいただいた「障害者雇用状況報告書」によりますと、平成26年6月1日現在では、法定雇用率が達成されておらず、障害者の雇用数が不足している状況にありました。

つきましては、障害者の雇用促進のため、法制度の趣旨を十分に御理解いただき、経営トップが御自ら先頭にお立ちいただいて、貴社における障害者雇用の拡大を図っていただきますよう、特にお願いする次第であります。

障害者の雇用に当たり、経験がないため不安を抱えている事業主様もお見えかと思います。まずは、ハローワークにご相談いただければ、専門のスタッフが、求人の相談や助成金等の支援制度の紹介を始め、様々な支援を行っております。これら国を始めとする各種支援施策、制度を有効に活用され、働く意欲と能力を有する障害者の雇用に一層の御尽力をお願い申し上げます。

なお、6月1日以降において、すでに達成されている事業主様におかれましては、本通知についてご容赦願いますとともに、引き続き雇用の維持・拡大に努めていただきますようお願い申し上げます。

末筆ながら、貴社のますますの御発展を心より御祈念申し上げます。

敬 具

平成26年12月11日

事 業 主 各 位

愛知労働局長 藤澤勝博
愛知県知事 大村秀章